

参考 A. 地域区分

省エネルギー基準では、日本を8つの地域（1～8地域）に分けて、基準値を規定している。地域区分の詳細は国土交通省告示第265号の別表第10に示されている。

図 A.1 地域区分（告示第265号 別表第10）

区分	都道府県	市町村
1	北海道	旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、深川市、富良野市、伊達市（旧大滝村に限る。）、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、むかわ町（旧穂別町に限る。）、日高町（旧日高町に限る。）、平取町、新ひだか町（旧静内町に限る。）、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
2	北海道	札幌市、函館市（旧戸井町、旧恵山町、旧緞法華村、旧南茅部町に限る。）、千歳市、石狩市、小樽市、室蘭市、北斗市、伊達市（旧伊達市に限る。）、岩見沢市、芦別市、恵庭市、江別市、砂川市、歌志内市、三笠市、赤平市、滝川市、登別市、苫小牧市、美瑛市、北広島市、留萌市、八雲町（旧八雲町に限る。）、森町、せたな町（旧瀬棚町に限る。）、日高町（旧門別町に限る。）、洞爺湖町、むかわ町（旧鷲川町に限る。）、安平町、新ひだか町（旧三石町に限る。）、豊浦町、蘭越町、雨竜町、秩父別町、北竜町、妹背牛町、浦河町、奥尻町、浦臼町、月形町、新十津川町、鹿部町、岩内町、共和町、七飯町、上砂川町、奈井江町、南幌町、神恵内村、泊村、古平町、長万部町、黒松内町、清水町、新冠町、今金町、新篠津村、当別町、積丹町、増毛町、初山別村、白老町、えりも町、厚真町、壮瞥町、栗山町、長沼町、由仁町、仁木町、赤井川村、余市町、様似町、利尻町、利尻富士町、礼文町
	青森県	十和田市（旧十和田湖町に限る。）、七戸町（旧七戸町に限る。）、田子町
	岩手県	久慈市（旧山形村に限る。）、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町
3	北海道	函館市（旧函館市に限る。）、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町（旧熊石町に限る。）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町（旧大成町、旧北檜山町に限る。）、島牧村、寿都町
	青森県	青森市（旧浪岡町に限る。）、弘前市、八戸市、平川市、黒石市、五所川原市、十和田市（旧十和田市に限る。）、三沢市、むつ市、つがる市、西目屋村、藤崎町、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、鯨ヶ沢町、大鰐町、田舎館村、板柳町、中泊町、鶴田町、野辺地町、おいらせ町、六戸町、横浜町、東北町、七戸町（旧天間林村に限る。）、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、南部町、階上町、新郷村
	岩手県	盛岡市、宮古市（旧新里村、旧川井村に限る。）、奥州市、花巻市、北上市、久慈市（旧久慈市に限る。）、遠野市、二戸市、一関市（旧藤沢町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村、旧川崎村に限る。）、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、洋野町、野田村、九戸村、一戸町

図 A.1 地域区分 (告示第 265 号 別表第 10) (続き)

3	宮城県	栗原市 (旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。)
	秋田県	秋田市 (旧河辺町に限る。)、能代市 (旧二ツ井町に限る。)、横手市、大館市、湯沢市、大仙市、鹿角市、由利本荘市 (旧東由利町に限る。)、仙北市、北秋田市、小坂町、上小阿仁村、三種町 (旧琴丘町に限る。)、藤里町、五城目町、八郎瀧町、井川町、美郷町、羽後町、東成瀬村
	山形県	米沢市、鶴岡市 (旧朝日村に限る。)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
	福島県	会津若松市 (旧河東町に限る。)、白河市 (旧大信村に限る。)、須賀川市 (旧長沼町に限る。)、喜多方市 (旧喜多方市、旧熱塩加納村、旧山都町、旧高郷村に限る。)、田村市 (旧滝根町、旧大越町、旧常葉町、旧船引町に限る。)、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯館村
	栃木県	日光市 (旧日光市、旧足尾町、旧栗山村、旧藤原町に限る。)、那須塩原市 (旧塩原町に限る。)
	群馬県	沼田市 (旧白沢村、旧利根村に限る。)、長野原町、嬭恋村、草津町、中之条町 (旧六合村に限る。)、片品村、川場村、みなかみ町 (旧水上町に限る。)
	新潟県	十日町市 (旧中里村に限る。)、魚沼市 (旧入広瀬村に限る。)、津南町
	山梨県	富士吉田市、北杜市 (旧小淵沢町に限る。)、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町 (旧河口湖町に限る。)
	長野県	長野市 (旧豊野町、旧戸隠村、旧鬼無里村に限る。)、松本市 (旧波田町、旧奈川村、旧安曇村、旧梓川村に限る。)、上田市 (旧真田町、旧武石村に限る。)、須坂市、小諸市、伊那市 (旧伊那市、旧高遠町に限る。)、駒ヶ根市、中野市 (旧中野市に限る。)、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市 (旧更埴市に限る。)、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村 (旧浪合村に限る。)、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曾町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町
	岐阜県	高山市、飛騨市 (旧古川町、旧河合村に限る。)、白川村
4	青森県	青森市 (旧青森市に限る。)、深浦町
	岩手県	宮古市 (旧宮古市、旧田老町に限る。)、大船渡市、一関市 (旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。)、陸前高田市、釜石市、平泉町
	宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、栗原市 (旧築館町、旧若柳町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧金成町、旧志波姫町に限る。)、登米市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、加美町、色麻町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
	秋田県	秋田市 (旧秋田市、旧雄和町に限る。)、能代市 (旧能代市に限る。)、男鹿市、由利本荘市 (旧本荘市、旧矢島町、旧岩城町、旧由利町、旧西目町、旧鳥海町、旧大内町に限る。)、潟上市、にかほ市、三種町 (旧山本町、旧八竜町に限る。)、八峰町、大瀧村
	山形県	山形市、鶴岡市 (旧鶴岡市、旧藤島町、旧羽黒町、旧櫛引町、旧温海町に限る。)、酒田市、上市市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、庄内町、三川町、遊佐町
	福島県	福島市、会津若松市 (旧会津若松市、旧北会津村に限る。)、郡山市、白河市 (旧白河市、旧表郷村、旧東村に限る。)、須賀川市 (旧須賀川市、旧岩瀬村に限る。)、相馬市、南相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、喜多方市 (旧塩川町に限る。)、田村市 (旧都路村に限る。)、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、浅川町、古殿町、三春町、浪江町、葛尾村、新地町

図 A.1 地域区分 (告示第 265 号 別表第 10) (続き)

4	茨城県	土浦市 (旧新治村に限る。)、石岡市、常陸大宮市 (旧美和村に限る。)、笠間市 (旧岩間町に限る。)、筑西市 (旧下館市、旧明野町、旧協和町に限る。)、かすみがうら市 (旧千代田町に限る。)、桜川市、小美玉市 (旧小川町、旧美野里町に限る。)、大子町
	栃木県	日光市 (旧今市市に限る。)、大田原市、矢板市、那須塩原市 (旧黒磯市、旧西那須野町に限る。)、塩谷町、さくら市 (旧喜連川町に限る。)、那珂川町、那須町
	群馬県	高崎市 (旧倉淵村に限る。)、桐生市 (旧黒保根村に限る。)、沼田市 (旧沼田市に限る。)、渋川市 (旧小野上村、旧赤城村に限る。)、安中市 (旧松井田町に限る。)、みどり市 (旧勢多郡東村に限る。)、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町 (旧中之条町に限る。)、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町 (旧月夜野町、旧新治村に限る。)
	埼玉県	秩父市 (旧大滝村に限る。)、小鹿野町 (旧両神村に限る。)
	東京都	奥多摩町
	新潟県	長岡市 (旧長岡市、旧栃尾市、旧越路町、旧山古志村、旧川口町、旧小国町に限る。)、三条市 (旧下田村に限る。)、小千谷市、加茂市、十日町市 (旧十日町市、旧川西町、旧松代町、旧松之山町に限る。)、妙高市、五泉市、阿賀野市 (旧安田町、旧水原町に限る。)、魚沼市 (旧堀之内町、旧小出町、旧湯之谷村、旧広神村、旧守門村に限る。)、村上市 (旧朝日村に限る。)、南魚沼市、柏崎市 (旧高柳町に限る。)、上越市 (旧安塚町、旧浦川原村、旧大島村、旧牧村、旧中郷村、旧板倉町、旧清里村に限る。)、田上町、阿賀町、湯沢町、関川村
	富山県	富山市 (旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。)、黒部市 (旧宇奈月町に限る。)、南砺市 (旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。)、上市町、立山町
	石川県	白山市 (旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。)
	福井県	大野市 (旧和泉村に限る。)
	山梨県	甲府市 (旧上九一色村に限る。)、都留市、山梨市 (旧三富村に限る。)、北杜市 (旧須玉町、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町、旧武川村に限る。)、笛吹市 (旧芦川村に限る。)、鳴沢村、富士河口湖町 (旧勝山村、旧足和田村に限る。)、小菅村、丹波山村
	長野県	長野市 (旧長野市、旧信州新町、旧大岡村、旧中条村に限る。)、松本市 (旧松本市、旧四賀村に限る。)、上田市 (旧上田市、旧丸子町に限る。)、岡谷市、飯田市、諏訪市、安曇野市、千曲市 (旧上山田町、旧戸倉町に限る。)、中野市 (旧豊田村に限る。)、伊那市 (旧長谷村に限る。)、青木村、下諏訪町、飯島町、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村 (旧阿智村に限る。)、根羽村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、南木曾町、王滝村、大桑村、筑北村、麻績村、生坂村、坂城町、小川村、栄村
	岐阜県	中津川市 (旧坂下町、旧川上村、旧加子母村、旧付知町、旧福岡町、旧蛭川村に限る。)、恵那市 (旧串原村、旧上矢作町に限る。)、飛騨市 (旧宮川村、旧神岡町に限る。)、郡上市 (旧八幡町、旧大和町、旧白鳥町、旧高鷲村、旧明宝村、旧和良村に限る。)、下呂市 (旧萩原町、旧小坂町、旧下呂町、旧馬瀬村に限る。)、東白川村
	愛知県	豊田市 (旧稲武町に限る。)
	兵庫県	養父市 (旧関宮町に限る。)、香美町 (旧村岡町、旧美方町に限る。)
	奈良県	奈良市 (旧都祁村に限る。)、五條市 (旧大塔村に限る。)、生駒市、宇陀市 (旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村
	和歌山県	かつらぎ町 (旧花園村に限る。)、高野町
	鳥取県	倉吉市 (旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町
	島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町 (旧大和村に限る。)、邑南町 (旧羽須美村、旧瑞穂町に限る。)
	岡山県	津山市 (旧阿波村に限る。)、高梁市 (旧備中町に限る。)、新見市、真庭市 (旧北房町、旧勝山町、旧湯原町、旧美甘村、旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る。)、新庄村、鏡野町 (旧富村、旧奥津町、旧上齋原村に限る。)

図 A.1 地域区分 (告示第 265 号 別表第 10) (続き)

4	広島県	府中市 (旧上下町に限る。)、三次市 (旧甲奴町、旧君田村、旧布野村、旧作木村、旧吉舎町、旧三良坂町に限る。)、庄原市、廿日市市 (旧佐伯町、旧吉和村に限る。)、安芸高田市 (旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。)、安芸太田町 (旧筒賀村、旧戸河内町に限る。)、北広島町 (旧芸北町、旧大朝町、旧千代田町に限る。)、世羅町 (旧甲山町、旧世羅町に限る。)、神石高原町
	徳島県	三好市 (旧東祖谷山村に限る。)
	高知県	いの町 (旧本川村に限る。)
5	福島県	いわき市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町
	茨城県	水戸市、かすみがうら市 (旧霞ヶ浦町に限る。)、つくばみらい市、つくば市、ひたちなか市、稲敷市、下妻市、笠間市 (旧笠間市、旧友部町に限る。)、牛久市、結城市、古河市、行方市、高萩市、坂東市、取手市、守谷市、小美玉市 (旧玉里村に限る。)、常総市、常陸太田市、常陸大宮市 (旧御前山村、旧大宮町、旧山方町、旧緒川村に限る。)、筑西市 (旧関城町に限る。)、土浦市 (旧土浦市に限る。)、那珂市、日立市、鉾田市、北茨城市、龍ヶ崎市、阿見町、河内町、美浦村、境町、五霞町、八千代町、茨城町、城里町、大洗町、東海村、利根町
	栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市 (旧氏家町に限る。)、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町
	群馬県	前橋市、みどり市 (旧笠懸町、旧大間々町に限る。)、安中市 (旧安中市に限る。)、伊勢崎市、館林市、桐生市 (旧桐生市、旧新里村に限る。)、高崎市 (旧高崎市、旧榛名町、旧箕郷町、旧群馬町、旧新町、旧吉井町に限る。)、渋川市 (旧渋川市、旧北橋村、旧子持村、旧伊香保町に限る。)、太田市、藤岡市、富岡市、甘楽町、玉村町、吉岡町、榛東村、大泉町、板倉町、明和町、邑楽町
	埼玉県	さいたま市、ふじみ野市、羽生市、桶川市、加須市、久喜市、狭山市、熊谷市 (旧大里村、旧江南町、旧妻沼町に限る。)、幸手市、行田市 (旧行田市に限る。)、鴻巣市、坂戸市、志木市、春日部市、所沢市、上尾市、新座市、深谷市、川越市、秩父市 (旧秩父市、旧吉田町、旧荒川村に限る。)、鶴ヶ島市、日高市、入間市、飯能市、富士見市、北本市、本庄市、蓮田市、東松山市、白岡市、上里町、神川町、美里町、寄居町、横瀬町、皆野町、小鹿野町 (旧小鹿野町に限る。)、長瀨町、東秩父村、宮代町、越生町、三芳町、毛呂山町、ときがわ町、滑川町、吉見町、小川町、川島町、鳩山町、嵐山町、杉戸町、伊奈町
	千葉県	野田市、香取市 (旧佐原市に限る。)、成田市、佐倉市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市、酒々井町、富里町、栄町、神崎町
	東京都	八王子市、立川市、青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村
	神奈川県	秦野市、相模原市 (旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町に限る。)、南足柄市、開成町、山北町、松田町、大井町、清川村
	新潟県	新潟市、長岡市 (旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。)、三条市 (旧三条市、旧栄町に限る。)、柏崎市 (旧柏崎市、旧西山町に限る。)、新発田市、見附市、村上市 (旧村上市、旧荒川町、旧神林村、旧山北町に限る。)、燕市、糸魚川市、上越市 (旧上越市、旧柿崎町、旧大瀧町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。)、阿賀野市 (旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。)、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
	富山県	富山市 (旧富山市、旧八尾町、旧婦中町、旧山田村に限る。)、高岡市、黒部市 (旧黒部市に限る。)、射水市、砺波市、南砺市 (旧城端町、旧井波町、旧井口村、旧福野町、旧福光町に限る。)、魚津市、氷見市、滑川市、小矢部市、舟橋村、入善町、朝日町
	石川県	かほく市、加賀市、七尾市、能美市、白山市 (旧鶴来町、旧河内村、旧鳥越村に限る。)、輪島市、小松市、珠州市、羽咋市、川北町、津幡町、内灘町、穴水町、志賀町、宝達志水町、中能登町、能登町
	福井県	福井市 (旧福井市、旧美山町に限る。)、あわら市、おおい町、越前市、坂井市、鯖江市、勝山市、小浜市、高浜町、大野市 (旧大野市に限る。)、越前町 (旧朝日町、旧宮崎村に限る。)、南越前町 (旧南条町、旧今庄町に限る。)、池田町、永平寺町、若狭町

図 A.1 地域区分 (告示第 265 号 別表第 10) (続き)

5	山梨県	甲府市 (旧甲府市、旧中道町に限る。)、山梨市 (旧山梨市、旧牧丘町に限る。)、甲州市、甲斐市、上野原市、中央市、笛吹市 (旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村に限る。)、南アルプス市、北杜市 (旧明野村に限る。)、大月市、韮崎市、富士川町、早川町、昭和町、道志村、市川三郷町、身延町、南部町 (旧南部町に限る。)
	長野県	阿智村 (旧清内路村に限る。)、大鹿村
	岐阜県	山県市、恵那市 (旧恵那市、旧岩村町、旧山岡町、旧明智町に限る。)、本巣市 (旧根尾村に限る。)、郡上市 (旧美並村に限る。)、下呂市 (旧金山町に限る。)、中津川市 (旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村に限る。)、関市、可児市、多治見市、大垣市 (上石津町に限る。)、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、養老町、関ヶ原町、安八町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、揖斐川町 (旧谷汲村、旧春日村、旧久瀬村、旧藤橋村、旧坂内村に限る。)
	静岡県	浜松市 (旧水窪町に限る。)、御殿場市、小山市、川根本町
	愛知県	豊田市 (旧豊田市、旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町に限る。)、設楽町、豊根村、東栄町
	三重県	伊賀市、亀山市 (旧関町に限る。)、松阪市 (旧飯南町、旧飯高町に限る。)、津市 (旧美杉村に限る。)、名張市
	滋賀県	大津市 (旧志賀町に限る。)、長浜市、東近江市、米原市、野洲市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、湖南市、甲賀市、高島市、愛荘町、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町
	京都府	京都市 (旧京北町に限る。)、京丹後市 (旧大宮町、旧久美浜町に限る。)、南丹市、福知山市、木津川市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹波町、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、与謝野町
	大阪府	堺市 (旧美原町に限る。)、高槻市、八尾市、富田林市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村
	兵庫県	姫路市 (旧夢前町、旧香寺町、旧安富町に限る。)、豊岡市 (旧豊岡市、旧城崎町、旧日高町、旧出石町、旧但東町に限る。)、養父市 (旧八鹿町、旧養父町、旧大屋町に限る。)、たつの市 (旧龍野市、旧新宮町に限る。)、丹波市、朝来市、加東市、三木市 (旧吉川町に限る。)、宍粟市、篠山市、相生市、三田市、西脇市、神河町、多可町、佐用町、新温泉町、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町
	奈良県	奈良市 (旧奈良市、旧月ヶ瀬村に限る。)、宇陀市 (旧大宇陀町、旧菟田野町、旧榛原町に限る。)、葛城市、五條市 (旧五條市、旧西吉野村に限る。)、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
	和歌山県	橋本市、田辺市 (旧龍神村、旧本宮町に限る。)、かつらぎ町 (旧かつらぎ町に限る。)、有田川町 (旧清水町に限る。)、九度山町
	鳥取県	鳥取市 (旧国府町、旧河原町、旧用瀬町、旧佐治村、旧鹿野町に限る。)、倉吉市 (旧倉吉市に限る。)、八頭町、南部町、伯耆町、岩美町、三朝町、智頭町
	島根県	松江市 (旧八雲村、旧玉湯町、旧東出雲町に限る。)、出雲市 (旧佐田町に限る。)、安来市、江津市 (旧桜江町に限る。)、浜田市 (旧金城町、旧旭町、旧弥栄村に限る。)、雲南市、益田市 (旧美都町、旧匹見町に限る。)、美郷町 (旧邑智町に限る。)、邑南町 (旧石見町に限る。)、吉賀町、津和野町、川本町
	岡山県	岡山市 (旧御津町、旧建部町、旧瀬戸町に限る。)、備前市、美作市、井原市、高梁市 (旧高梁市、旧有漢町、旧成羽町、旧川上町に限る。)、真庭市 (旧落合町、旧久世町に限る。)、赤磐市、津山市 (旧津山市、旧加茂町、旧勝北町、旧久米町に限る。)、吉備中央町、久米南町、美咲町、西粟倉村、勝央町、奈義町、鏡野町 (旧鏡野町に限る。)、和気町

図 A.1 地域区分 (告示第 265 号 別表第 10) (続き)

5	広島県	広島市 (旧湯来町に限る。)、三原市 (旧大和町、旧久井町に限る。)、三次市 (旧三次市、旧三和町に限る。)、安芸高田市 (旧吉田町、旧甲田町、旧向原町に限る。)、東広島市 (旧東広島市、旧福富町、旧豊栄町、旧河内町に限る。)、尾道市 (旧御調町に限る。)、府中市 (旧府中市に限る。)、福山市 (旧神辺町、旧新市町に限る。)、安芸太田町 (旧加計町に限る。)、北広島町 (旧豊平町に限る。)、世羅町 (旧世羅西町に限る。)
	山口県	山口市 (旧阿東町に限る。)、下関市 (旧豊田町に限る。)、岩国市 (旧岩国市、旧玖珂町、旧本郷村、旧周東町、旧錦町、旧美川町、旧美和町に限る。)、周南市 (旧鹿野町に限る。)、萩市 (旧川上村、旧むつみ村、旧旭村に限る。)、美祿市
	徳島県	三好市 (旧三野町、旧池田町、旧山城町、旧井川町、旧西祖谷山村に限る。)、美馬市 (旧木屋平村に限る。)、東みよし町、那賀町 (旧木沢村、旧木頭村に限る。)、つるぎ町 (旧半田町、旧一宇村に限る。)
	愛媛県	新居浜市 (旧別子山村に限る。)、西予市 (旧城川町に限る。)、大洲市 (旧河辺村に限る。)、砥部町 (旧広田村に限る。)、内子町、久万高原町、鬼北町
	高知県	いの町 (旧吾北村に限る。)、仁淀川町、津野町 (旧東津野村に限る。)、本山町、大豊町、土佐町、大川村、越知町、梶原町
	福岡県	八女市 (旧矢部村に限る。)
	長崎県	雲仙市 (旧小浜町に限る。)
	熊本県	阿蘇市、南阿蘇村、山都町、南小国町、小国町、産山村、高森町
	大分県	大分市 (旧野津原町に限る。)、宇佐市 (旧院内町、旧安心院町に限る。)、杵築市 (旧山香町に限る。)、佐伯市 (旧宇目町に限る。)、竹田市、日田市 (旧前津江村、旧中津江村、旧上津江村、旧大山町、旧天瀬町に限る。)、豊後大野市 (旧緒方町、旧朝地町に限る。)、由布市 (旧庄内町、旧湯布院町に限る。)、日出町、九重町、玖珠町
	宮崎県	椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町
6	茨城県	鹿嶋市、神栖市 (旧神栖町に限る。)、潮来市
	群馬県	千代田町
	埼玉県	越谷市、吉川市、熊谷市 (旧熊谷市に限る。)、戸田市、行田市 (旧南河原村に限る。)、三郷市、川口市、草加市、朝霞市、八潮市、和光市、蕨市、松伏町
	千葉県	千葉市、いすみ市、鴨川市、柏市、旭市、匝瑳市、南房総市、香取市 (旧小見川町、旧山田町、旧栗源町に限る。)、山武市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、茂原市、東金市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、大網白里市、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、横芝光町
	東京都	東京都 23 区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、多摩市、稲城市
	神奈川県	横浜市、川崎市、綾瀬市、伊勢原市、横須賀市、海老名市、鎌倉市、茅ヶ崎市、厚木市、座間市、三浦市、小田原市、逗子市、相模原市 (旧相模原市に限る。)、藤沢市、平塚市、寒川町、愛川町、葉山町、真鶴町、湯河原町、箱根町、中井町、大和市、大磯町、二宮町
	石川県	金沢市、白山市 (旧松任市、旧美川町に限る。)、野々市市
	福井県	福井市 (旧越廼村、旧清水町に限る。)、敦賀市、美浜町、越前町 (旧越前町、旧織田町に限る。)、南越前町 (旧河野村に限る。)
	山梨県	南部町 (旧富沢町に限る。)
	岐阜県	岐阜市、瑞穂市、各務原市、本巣市 (旧本巣町、旧真正町、旧糸貫町に限る。)、海津市、大垣市 (旧大垣市、旧墨俣町に限る。)、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、大野町、池田町、北方町、揖斐川町 (旧揖斐川町に限る。)

図 A.1 地域区分 (告示第 265 号 別表第 10) (続き)

6	静岡県	静岡市、伊豆の国市、伊豆市、掛川市、菊川市、沼津市、焼津市、袋井市、島田市、藤枝市、磐田市、浜松市 (旧浜松市、旧天竜市、旧浜北市、旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧舞阪町、旧雄踏町、旧細江町、旧引佐町、旧三ヶ日町に限る。)、富士市、牧之原市、三島市、富士宮市、伊東市、裾野市、湖西市、東伊豆町、函南町、清水町、長泉町、吉田町、森町、西伊豆町 (旧賀茂村に限る。)
	愛知県	名古屋市、愛西市、一宮市、稲沢市、岡崎市、新城市、清須市、田原市、豊川市、北名古屋市、弥富市、豊橋市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、あま市、長久手市、みよし市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
	三重県	津市 (旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町に限る。)、いなべ市、伊勢市、亀山市 (旧亀山市に限る。)、熊野市 (旧紀和町に限る。)、桑名市、四日市市、志摩市、松阪市 (旧松阪市、旧嬉野町、旧三雲町に限る。)、鈴鹿市、鳥羽市、多気町、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町
	滋賀県	大津市 (旧大津市に限る。)
	京都府	京都市 (旧京都市に限る。)、京丹後市 (旧峰山町、旧網野町、旧丹後町、旧弥栄町に限る。)、宇治市、向日市、長岡京市、久御山町、伊根町
	大阪府	大阪市、堺市 (旧堺市に限る。)、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
	兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、加西市、姫路市 (旧姫路市、旧家島町に限る。)、たつの市 (旧揖保川町、旧御津町に限る。)、三木市 (旧三木市に限る。)、洲本市、淡路市、南あわじ市、豊岡市 (旧竹野町に限る。)、香美町 (旧香住町に限る。)、稲美町、播磨町、太子町
	和歌山県	和歌山市、有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新宮市 (旧熊野川町に限る。)、田辺市 (旧田辺市、旧中辺路町、旧大塔村に限る。)、みなべ町、日高川町、有田川町 (旧吉備町、旧金屋町に限る。)、紀美野町、湯浅町、印南町、上富田町、北山村
	鳥取県	鳥取市 (旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町に限る。)、米子市、境港市、日吉津村、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町
	島根県	松江市 (旧松江市、旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町、旧宍道町、旧八束町に限る。)、出雲市 (旧出雲市、旧平田市、旧斐川町、旧多伎町、旧湖陵町、旧大社町に限る。)、浜田市 (旧浜田市、旧三隅町に限る。)、大田市、益田市 (旧益田市に限る。)、江津市 (旧江津市に限る。)、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村
	岡山県	岡山市 (旧岡山市、旧灘崎町に限る。)、倉敷市、総社市、笠岡市、玉野市、瀬戸内市、浅口市、矢掛町、里庄町、早島町
	広島県	広島市 (旧広島市に限る。)、呉市、江田島市、三原市 (旧三原市、旧本郷町に限る。)、大竹市、竹原市、東広島市 (旧黒瀬町、旧安芸津町に限る。)、廿日市市 (旧廿日市市、旧大野町、旧宮島町に限る。)、尾道市 (旧尾道市、旧因島市、旧瀬戸田町、旧向島町に限る。)、福山市 (旧福山市、旧内海町、旧沼隈町に限る。)、海田町、熊野町、坂町、府中町、大崎上島町
	山口県	山口市 (旧山口市、旧徳地町、旧秋穂町、旧小郡町、旧阿知須町に限る。)、宇部市、下関市 (旧菊川町、旧豊浦町、旧豊北町に限る。)、岩国市 (旧由宇町に限る。)、光市、山陽小野田市、周南市 (旧徳山市、旧新南陽市、旧熊毛町に限る。)、周防大島町、長門市、萩市 (旧萩市、旧田万川町、旧須佐町、旧福栄村に限る。)、柳井市、防府市、下松市、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町

図 A.1 地域区分 (告示第 265 号 別表第 10) (続き)

6	徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、美馬市 (旧脇町、旧美馬町、旧穴吹町に限る。)、那賀町 (旧鷲敷町、旧相生町、旧上那賀町に限る。)、つるぎ町 (旧貞光町に限る。)、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
	香川県	全ての市町
	愛媛県	松山市、新居浜市 (旧新居浜市に限る。)、今治市、西条市、西予市 (旧三瓶町、旧明浜町、旧宇和町、旧野村町に限る。)、大洲市 (旧大洲市、旧長浜町、旧肱川町に限る。)、東温市、八幡浜市、四国中央市、伊予市、宇和島市 (旧宇和島市、旧吉田町、旧三間町に限る。)、砥部町 (旧砥部町に限る。)、上島町、伊方町 (旧伊方町に限る。)、松前町、松野町
	高知県	高知市 (旧鏡村、旧土佐山村に限る。)、四万十市、香美市、四万十町、中土佐町、津野町 (旧葉山村に限る。)、黒潮町 (旧佐賀町に限る。)、佐川町、日高村
	福岡県	福岡市 (東区、西区、早良区に限る。)、北九州市、うきは市、みやま市、嘉麻市、久留米市、宮若市、宗像市、朝倉市、八女市 (旧八女市、旧黒木町、旧上陽町、旧立花町、旧星野村に限る。)、飯塚市、福津市、柳川市、大牟田市、直方市、田川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、古賀市、みやこ町、上毛町、築上町、筑前町、東峰村、福智町、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、苅田町、吉富町
	佐賀県	全ての市町
	長崎県	壱岐市、雲仙市 (旧国見町、旧瑞穂町、旧吾妻町、旧愛野町、旧千々石町、旧南串山町に限る。)、松浦市、対馬市、島原市 (旧有明町に限る。)、南島原市 (旧加津佐町に限る。)、諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
	熊本県	熊本市、合志市、山鹿市、天草市 (旧五和町、旧有明町に限る。)、上天草市 (旧松島町に限る。)、宇城市 (旧不知火町、旧松橋町、旧小川町、旧豊野町に限る。)、菊池市、玉名市、八代市 (旧坂本村、旧東陽村、旧泉村に限る。)、人吉市、荒尾市、宇土市、美里町、あさぎり町、和水町、氷川町、玉東町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町
	大分県	大分市 (旧大分市、旧佐賀関町に限る。)、宇佐市 (旧宇佐市に限る。)、臼杵市、杵築市 (旧杵築市、旧大田村に限る。)、国東市、佐伯市 (旧上浦町、旧弥生町、旧本匠村、旧直川村に限る。)、中津市、日田市 (旧日田市に限る。)、豊後高田市、豊後大野市 (旧三重町、旧清川村、旧大野町、旧千歳村、旧犬飼町に限る。)、由布市 (旧挾間町に限る。)、別府市、津久見市、姫島村
	宮崎県	都城市 (旧都城市、旧山田町、旧高崎町に限る。)、延岡市 (旧北方町に限る。)、小林市 (旧小林市、旧須木村に限る。)、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、日之影町
鹿児島県	伊佐市、曾於市、霧島市 (旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。)、さつま町、湧水町	
7	茨城県	神栖市 (旧波崎町に限る。)
	千葉県	銚子市
	東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
	静岡県	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 (旧西伊豆町に限る。)
	三重県	尾鷲市、熊野市 (旧熊野市に限る。)、御浜町、紀宝町
	和歌山県	御坊市、新宮市 (旧新宮市に限る。)、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
	山口県	下関市 (旧下関市に限る。)
	徳島県	牟岐町、美波町、海陽町
	愛媛県	宇和島市 (旧津島町に限る。)、伊方町 (旧瀬戸町、旧三崎町に限る。)、愛南町

図 A.1 地域区分 (告示第 265 号 別表第 10) (続き)

7	高知県	高知市 (旧高知市、旧春野町に限る。)、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町 (旧伊野町に限る。)、大月町、三原村、黒潮町 (旧大方町に限る。)
	福岡県	福岡市 (博多区、中央区、南区、城南区に限る。)
	長崎県	長崎市、佐世保市、島原市 (旧島原市に限る。)、平戸市、五島市、西海市、南島原市 (旧口之津町、旧南有馬町、旧北有馬町、旧西有家町、旧有家町、旧布津町、旧深江町に限る。)、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新上五島町
	熊本県	八代市 (旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、上天草市 (旧大矢野町、旧姫戸町、旧龍ヶ岳町に限る。)、宇城市 (旧三角町に限る。)、天草市 (旧本渡市、旧牛深市、旧御所浦町、旧倉岳町、旧栖本町、旧新和町、旧天草町、旧河浦町に限る。)、芦北町、津奈木町
	大分県	佐伯市 (旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。)
	宮崎県	宮崎市、延岡市 (旧延岡市、旧北川町、旧北浦町に限る。)、日南市、日向市、串間市、西都市、都城市 (旧山之口町、旧高城町に限る。)、小林市 (旧野尻町に限る。)、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町、三股町
	鹿児島県	鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市、枕崎市、いちき串木野市、阿久根市、奄美市、出水市、指宿市、南さつま市、霧島市 (旧国分市、旧溝辺町、旧隼人町、旧福山町に限る。)、西之表市、垂水市、南九州市、日置市、始良市、志布志市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、奄美市、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、三島村、十島村、長島町
8	沖縄県	全ての市町村
備考 この表に掲げる区域は、平成 27 年 4 月 1 日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成 13 年 8 月 1 日における旧行政区画によって表示されたものとする。		

参考 B. 室用途名称と図面上の室名の対応例

各室用途の使用時間や負荷等を設定した時の想定を表 B-1～B-9 に示す。また、各室用途について、図面上の室名の具体例を合わせて示す。この室名の例はあくまで参考情報であり、名称だけで判断するのではなく、実際に設計する室と使用時間や負荷に近い室用途を選択することが望ましい。なお、湯使用量は、給湯温度を 43℃とした時の値であることに注意が必要である。

表 B-1 各室用途の想定と図面上の室名との対応例（事務所等）

室用途名称	使用時間や負荷の想定	図面上の室名の例
事務室	一般的な事務室。洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	オフィス、会長室、社長室、役員室、健康相談室、設計室、製図室、配車室、案内所、電話交換室
電子計算機器事務室	パソコン等の高発熱機器が密に設置された事務室。洗面、手洗いのための湯の使用を想定。	電算事務室、電算室前室、サーバースペース、VDT作業室、スタジオ、指令所、調査室
会議室	朝から夕方まで使用されることを想定。人員密度が事務室より多い（0.25人/㎡）。	打ち合わせコーナー、セミナールーム、多目的ルーム、集会室、応接室、教室
喫茶室	軽食・喫茶店相当の湯使用量（32L/㎡日）を想定	休憩室、休養室
社員食堂	レストラン相当の湯使用量（48L/㎡日）を想定	食堂、レストラン
中央監視室	365日24時間使用されることを想定	中央管理室、防災センター、集中監視室、守衛室、制御室
更衣室又は倉庫	換気回数5回（第三種換気）を想定。入浴・シャワーによる湯の利用（62L/人日）を想定。	更衣室、清掃員控室、受付控室、化粧室、書庫、倉庫、収納庫、収蔵庫
廊下		通路、階段、自動販売機コーナー
コピー	洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	アトリウム、エレベータホール、エントランスホール、エントランス、ラウンジ、ギャラリー、受付、売店、待合室
便所	換気回数15回（第三種換気）を想定	トイレ、多目的トイレ、洗面所、化粧室
喫煙室	換気回数30回（第三種換気）を想定	喫煙コーナー
厨房	換気回数50回（第一種換気）を想定	調理室、検収室、下処理室、洗浄室、ワゴン室、配膳室
屋内駐車場	換気回数10回（第一種換気）を想定	駐車場、車寄せ、車庫
機械室	標準的な発熱量の電気機械室。換気回数5回（第一種換気）、24時間換気を想定	空調機械室、ボイラー室、衛生機械室、ファン室、ポンプ室、ガスボンベ室
電気室	発熱量が大きい電気機械室。換気回数10回（第一種換気）、24時間換気を想定	MDF室、CPU室、サーバー室、PBX室、エレベータ機械室、蓄電池室
湯沸室等	換気回数5回（第三種換気）程度の非空調室	パントリー、リフレッシュコーナー
食品庫等	換気回数5回（第一種換気）程度の非空調室	
印刷室等	換気回数10回（第三種換気）程度の非空調室	コピー室、複写室
廃棄物保管場所等	換気回数15回（第一種換気）程度の非空調室	ごみ置場、ごみ処理室、ごみスペース、ごみ集積所、厨芥置場

表 B-2 各室用途の想定と図面上の室名との対応例（ホテル等）

室用途名称	使用時間や負荷の想定	図面上の室名の例
客室	湯使用量は稼働率0.75のシティホテルを想定（165L/人日）。	宿泊室、シングルルーム、ツインルーム、和室、宿直室、仮眠室
客室内の浴室等	湯使用量は稼働率0.75のシティホテルを想定（165 L/人日）。換気回数8回（第三種換気）を想定。	（客室内にある）ユニットバス、浴室、脱衣室、便所
終日利用されるフロント	365日24時間使用	帳場、クロークカウンター
終日利用される事務室	365日24時間使用	ホテル事務室、中央防災管理室、中央管理室、防災センター、仮眠室
終日利用される廊下	365日24時間使用	通路、階段、自動販売機コーナー、リネン庫、コインランドリー、管理事務室などのバックゾーンの廊下
終日利用されるロビー	365日24時間使用	ホテルロビー、メインエントランス、エレベータホール、玄関、ビジネスコーナー
終日利用される共用部の便所	365日24時間使用。換気回数15回（第三種換気）を想定。	トイレ、多目的トイレ、洗面所、化粧室
終日利用される喫煙室	365日24時間使用。換気回数30回（第三種換気）を想定	喫煙コーナー
宴会場	照明発熱量は100W/㎡と想定	披露宴会場、大広間、広間、大宴会場
会議室	照明発熱量は50W/㎡と想定	国際会議室、大会議室、セミナー室、小宴会場
結婚式場	照明発熱量は30W/㎡と想定	結婚式用チャペル、結婚式用教会
レストラン	レストラン相当の湯使用量（48L/㎡日）を想定	飲食店、喫茶店
ラウンジ	日中の使用を想定	レストスペース、展示スペース、娯楽室、ゲームコーナー
バー	夜間のみを使用を想定	バーラウンジ
店舗		専門店、物販店、食品販売店、雑貨店、土産物販店
社員食堂	レストラン相当の湯使用量（48L/㎡日）を想定	従業員食堂、スタッフ食堂
更衣室又は倉庫	365日24時間使用。換気回数5回（第三種換気）を想定。入浴・シャワーによる湯の利用（62L/人日）を想定。	更衣室、ロッカー室、清掃員倉庫、管理倉庫、倉庫、脱衣室
日中のみ利用されるフロント	日中のみを使用を想定。	宴会場受付、宴会場クロークカウンター
日中のみ利用される事務室	日中のみを使用を想定。	宴会場部事務室、清掃員休憩室
日中のみ利用される廊下	日中のみを使用を想定。	宴会場部廊下、通路、階段、自動販売機コーナー
日中のみ利用されるロビー	日中のみを使用を想定。	宴会場部ロビー、宴会場エントランス
日中のみ利用される共用部の便所	日中のみを使用を想定。	宴会場部トイレ、多目的トイレ、洗面所、化粧室
日中のみ利用される喫煙室	日中のみを使用を想定。	宴会場部喫煙コーナー
厨房	換気回数50回（第一種換気）を想定	調理室、検収室、下処理室、洗浄室、ワゴン室、配膳室
屋内駐車場	換気回数10回（第一種換気）を想定	駐車場、車寄せ、車庫
機械室	標準的な発熱量の電気機械室。換気回数5回（第一種換気）、24時間換気を想定	空調機械室、ボイラー室、衛生機械室、ファン室、ポンプ室、ガスボンベ室
電気室	発熱量が大きい電気機械室。換気回数10回（第一種換気）、24時間換気を想定	MDF室、CPU室、サーバー室、PBX室、エレベータ機械室、蓄電池室

表 B-2 各室用途の想定と図面上の室名との対応例（ホテル等）（続き）

室用途名称	使用時間や負荷の想定	図面上の室名の例
湯沸室等	換気回数5回（第三種換気）程度の非空調室	パントリー、リフレッシュコーナー
食品庫等	換気回数5回（第一種換気）程度の非空調室	
印刷室等	換気回数10回（第三種換気）程度の非空調室	コピー室、複写室
廃棄物保管場所等	換気回数15回（第一種換気）程度の非空調室	ごみ置場、ごみ処理室、ごみスペース、ごみ集積所、 厨芥置場

表 B-3 各室用途の想定と図面上の室名との対応例（病院等）

室用途名称	使用時間や負荷の想定	図面上の室名の例
病室	365日24時間使用。湯使用量は病床あたり284L/床・日を想定。	個室、多床室、隔離室、新生児室、ケアルーム、回復室
浴室等	365日24時間使用。湯使用量は病床あたり284L/床・日を想定。換気回数8回（第三種換気）を想定。	浴室、シャワー室、ユニットバス、脱衣室、洗髪室、洗濯室
看護職員室	365日24時間使用。湯使用量は3.3L/㎡日を想定。	スタッフステーション、スタッフルーム、スタッフ休憩室、看護師室、控室、当直室、宿直室、守衛室
終日利用される廊下	365日24時間使用	病室部廊下、通路、緊急通路、階段、自動販売機コーナー、リネン庫、コインランドリー
終日利用されるロビー	365日24時間使用	病室部ロビー、受付、メインエントランス、エレベータホール、電話ブース、ロッカー室
終日利用される共用部の便所	365日24時間使用	病室部便所、トイレ、多目的トイレ、洗面所、化粧室、採尿室
終日利用される喫煙室	換気回数30回（第三種換気）を想定	病室部喫煙コーナー
診察室	照明照度750lxを想定。湯使用量は3.3L/㎡日を想定。	各科診察室、化学療法室、小児訓練室、育児室、医療室、水治療室、技工室、血液浄化室、言語療養室、トリアージ室、負荷室、心理室、モニタールーム、レポート室、ケアルーム、指導室、診察準備室、診察室前室、物療室、消毒室、中央材料室、栄養室、暗室、運動機械室、相談室、説明室、面談室、問診室、処置室
待合室	照明照度500lxを想定。湯使用量は3.3L/㎡日を想定。	待合スペース、受付、総合受付、総合案内、相談窓口、面会室、電話ブース、授乳室、調乳室、家族室、プレイルーム、ラウンジ
手術室	照明照度1500lxを想定。湯使用量は6.3L/㎡日を想定。	手術ホール、手術準備室、リハビリ室、前処理室
検査室	照明照度750lxを想定。湯使用量は6.3L/㎡日を想定。	各種検査室、検査管理室、操作室、消毒室、滅菌室、洗浄室、剖検室、薬剤室、製剤室、調剤室、CT室、MRI室、アンギオ室、エコー室、心エコー室、筋電図室、透視室、読影室、トレッドミル室、脳波室、膀胱鏡室、撮影室、心電図室、X線室、X線透視室、採血室、アイソトープ室、ホルター室、採痰室、計測室、体外計測室、骨密度測定室、腹膜透析室、麻酔室、リハビリ室
集中治療室	365日24時間使用。湯使用量は6.3L/㎡日を想定。	ICU、CCU、MFICU、NICU、GCU、HCU、ICU準備室、ICU前、緊急処置室
解剖室等	照明照度75lxを想定。	輸血保管庫、麻薬管理室、標本室、標本管理室、霊安室、機器・機材室、解剖室、動物室
レストラン	レストラン相当の湯使用量（48L/㎡日）を想定	飲食店、喫茶店
事務室	一般的な事務室。洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	医局、管理室、情報管理室、研修医室、看護局長室、電話交換機室、カンファレンス室、会議室、応接室、図書室、研究室、院長室、部長室、カルテ室
更衣室又は倉庫	365日24時間使用。換気回数5回（第三種換気）を想定。入浴・シャワーによる湯の利用（62L/人日）を想定。	ロッカー室、シャワー室、倉庫
日中のみ利用される廊下	日中のみを使用を想定。	外来通路、緊急通路、階段、自動販売機コーナー、リネン庫、コインランドリー
日中のみ利用されるロビー	日中のみを使用を想定。	外来受付、ロビー、メインエントランス、エレベータホール、電話ブース、ロッカー室
日中のみ利用される共用部の便所	日中のみを使用を想定。	外来用トイレ、多目的トイレ、洗面所、化粧室、採尿室

表 B-3 各室用途の想定と図面上の室名との対応例（病院等）（続き）

室用途名称	使用時間や負荷の想定	図面上の室名の例
日中のみ利用される喫煙室	換気回数30回（第三種換気）を想定	喫煙コーナー
厨房	換気回数50回（第一種換気）を想定	調理室、検収室、下処理室、洗浄室、ワゴン室、配膳室
屋内駐車場	換気回数10回（第一種換気）を想定	駐車場、車寄せ、車庫
機械室	標準的な発熱量の電気機械室。換気回数5回（第一種換気）、24時間換気を想定	空調機械室、ボイラー室、衛生機械室、ファン室、ポンプ室、ガスボンベ室
電気室	発熱量が大きい電気機械室。換気回数10回（第一種換気）、24時間換気を想定	MDF室、CPU室、サーバー室、PBX室、エレベータ機械室、蓄電池室
湯沸室等	換気回数5回（第三種換気）程度の非空調室	パントリー、リフレッシュコーナー
食品庫等	換気回数5回（第一種換気）程度の非空調室	
印刷室等	換気回数10回（第三種換気）程度の非空調室	コピー室、複写室
廃棄物保管場所等	換気回数15回（第一種換気）程度の非空調室	ごみ置場、ごみ処理室、ごみスペース、ごみ集積所、厨芥置場

表 B-4 各室用途の想定と図面上の室名との対応例（物販店舗等）

室用途名称	使用時間や負荷の想定	図面上の室名の例
大型店の売場	照明照度750 lxを想定。洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	家電売り場、スポーツ用品店、催事場、催物場、コンビニエンスストア
専門店の売場	照明照度500 lxを想定。洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	テナント店舗（楽器売り場、書籍売り場、CD売り場、アミューズメント店服飾品売り場、アパレル売り場、雑貨売り場、学習教室、娯楽教室、スタジオ、展示室、クリニック、ペットショップ、美容室、エステ、コンサルタントコーナー、着装コーナー、接客コーナー、旅行代理店等）
スーパーマーケットの売場	洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	食品販売、トリミング室、コンビニエンスストア
荷さばき場	照明照度200 lxを想定。洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	バックヤード、食品作業室、商品管理室、従業員用ロッカー室、倉庫、テナント用倉庫、管理用倉庫、ストックスペース、救護室、金庫室、荷さばき室
事務室	一般的な事務室。洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	マネージメントオフィス、事務スペース、受付事務室、店長室
更衣室又は倉庫	換気回数5回（第三種換気）を想定。入浴・シャワーによる湯の利用（62L/人日）を想定。	更衣室、清掃員控室、仮眠室、休憩室、倉庫
ロビー	洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	エレベータホール、エントランスホール、アトリウム、モール、廊下、案内コーナー
便所	換気回数15回（第三種換気）を想定	トイレ、多目的トイレ、洗面所、化粧室
喫煙室	換気回数30回（第三種換気）を想定	喫煙コーナー
厨房	換気回数50回（第一種換気）を想定	店舗用厨房、調理室、検収室、下処理室、洗浄室、ワゴン室、配膳室
屋内駐車場	換気回数10回（第一種換気）を想定	駐車場、車寄せ、車庫
機械室	標準的な発熱量の電気機械室。換気回数5回（第一種換気）、24時間換気を想定	空調機械室、ボイラー室、衛生機械室、ファン室、ポンプ室、ガスボンベ室
電気室	発熱量が大きい電気機械室。換気回数10回（第一種換気）、24時間換気を想定	MDF室、CPU室、サーバー室、PBX室、エレベータ機械室、蓄電池室
湯沸室等	換気回数5回（第三種換気）程度の非空調室	パントリー、リフレッシュコーナー
食品庫等	換気回数5回（第一種換気）程度の非空調室	
印刷室等	換気回数10回（第三種換気）程度の非空調室	コピー室、複写室
廃棄物保管場所等	換気回数15回（第一種換気）程度の非空調室	ごみ置場、ごみ処理室、ごみスペース、ごみ集積所、厨芥置場

表 B-5 各室用途の想定と図面上の室名との対応例（学校等）

室用途名称	使用時間や負荷の想定	図面上の室名の例
小中学校の教室	夏休み、冬休み、春休みを想定。給食のための湯の使用（10L/人日）を想定。	大教室、ホームルーム、保育室
高等学校の教室	夏休み、冬休み、春休みを想定。洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	大教室、ホームルーム、保育室
職員室	年未年始以外の使用を想定。	教職員室
小中学校又は高等学校の食堂	軽食・喫茶店相当の湯使用量（32L/㎡日）を想定	レストラン、カフェテリア
大学の教室	夏休み、冬休み、春休みを想定。洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	大教室、部室、学生会室、
大学の食堂	レストラン相当の湯使用量（48L/㎡日）を想定	レストラン、カフェテリア、学生食堂、教職員食堂
事務室	一般的な事務室。洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	本部事務室、学長室、保健室、教授室、講師室、教材作成室、応接室、就職相談室、教員談話室、会議室、カウンセリング室、相談室、面談室、検収室、指導室
研究室	機器内部発熱量 30W/㎡を想定。	ゼミ室、共同研究室、談話室
電子計算機器演習室	機器内部発熱量 60W/㎡を想定。	パソコン室、電子計算機室、放送室、CAD室、映像室、AV教室、
実験室	照明照度1000lxを想定。	精密工作室、精密実験室、精密製図室、機械製図室
実習室	照明照度750lxを想定。	美術工芸制作室、被服教室、理科室、図工室、家庭科室、視聴覚室、遊技室、音楽室、図書室、閲覧室、学習室、司書室
講堂又は体育館		講堂、ホール、ホール控室、ステージ、体育館、体育館観客席、器具庫、道場
宿直室	湯使用量は稼働率0.75のシティホテルを想定（165L/人日）。	守衛室
更衣室又は倉庫	換気回数5回（第三種換気）を想定。入浴・シャワーによる湯の利用（62L/人日）を想定。	更衣室、ロッカー室、倉庫
廊下		通路、階段、自動販売機コーナー
ロビー	洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	アトリウム、エレベータホール、エントランスホール、エントランス、ラウンジ、ギャラリー、受付、売店、待合室
便所	換気回数15回（第三種換気）を想定	トイレ、多目的トイレ、洗面所、化粧室
喫煙室	換気回数30回（第三種換気）を想定	喫煙コーナー
厨房	換気回数50回（第一種換気）を想定	給食室、調理室、検収室、下処理室、洗浄室、ワゴン室、配膳室
屋内駐車場	換気回数10回（第一種換気）を想定	駐車場、車寄せ、車庫
機械室	標準的な発熱量の電気機械室。換気回数5回（第一種換気）、24時間換気を想定	空調機械室、ボイラー室、衛生機械室、ファン室、ポンプ室、ガスボンベ室
電気室	発熱量が大きい電気機械室。換気回数10回（第一種換気）、24時間換気を想定	MDF室、CPU室、サーバー室、PBX室、エレベータ機械室、蓄電池室
湯沸室等	換気回数5回（第三種換気）程度の非空調室	パントリー、リフレッシュコーナー
食品庫等	換気回数5回（第一種換気）程度の非空調室	
印刷室等	換気回数10回（第三種換気）程度の非空調室	コピー室、複写室
廃棄物保管場所等	換気回数15回（第一種換気）程度の非空調室	ごみ置場、ごみ処理室、ごみスペース、ごみ集積所、厨芥置場

表 B-6 各室用途の想定と図面上の室名との対応例（飲食店等）

室用途名称	使用時間や負荷の想定	図面上の室名の例
レストランの客室	機器内部発熱量 40W/㎡を想定。レストラン相当の湯使用量（48L/㎡日）を想定。	洋食店客席、和食店客席、中華料理店客席、ファミリーレストラン客席
軽食店の客室	機器内部発熱量はなしと想定。ファーストフード店相当の湯使用量（16L/㎡日）を想定	ファーストフード店客席、パール客席
喫茶店の客室	機器内部発熱量 10W/㎡を想定。軽食・喫茶店相当の湯使用量（32L/㎡日）を想定。	カフェ客席、コーヒーショップ客席、ティールーム客席、茶店客席
バー	機器内部発熱量はなしと想定。照明照度は50lxを想定。軽食・喫茶店相当の湯使用量（32L/㎡日）を想定。	バーコーナー、ショットバー客席
フロント		クロックカウンター、受付、帳場
事務室	一般的な事務室。洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	スタッフルーム、休憩室、託児室
更衣室又は倉庫	換気回数5回（第三種換気）を想定。入浴・シャワーによる湯の利用（62L/人日）を想定。	更衣室、清掃員控室、受付控室、化粧室、書庫、倉庫、収納庫、収蔵庫
廊下		通路、階段、自動販売機コーナー
ロビー	洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	待合室、エントランス、ホール
便所	換気回数15回（第三種換気）を想定	トイレ、多目的トイレ、洗面所、化粧室
喫煙室	換気回数30回（第三種換気）を想定	喫煙コーナー
厨房	換気回数50回（第一種換気）を想定	厨房、調理室、検収室、下処理室、洗浄室、ワゴン室、配膳室
屋内駐車場	換気回数10回（第一種換気）を想定	駐車場、車寄せ、車庫
機械室	標準的な発熱量の電気機械室。換気回数5回（第一種換気）、24時間換気を想定	空調機械室、ボイラー室、衛生機械室、ファン室、ポンプ室、ガスボンベ室
電気室	発熱量が大きい電気機械室。換気回数10回（第一種換気）、24時間換気を想定	MDF室、CPU室、サーバー室、PBX室、エレベータ機械室、蓄電池室
湯沸室等	換気回数5回（第三種換気）程度の非空調室	パントリー、リフレッシュコーナー
食品庫等	換気回数5回（第一種換気）程度の非空調室	
印刷室等	換気回数10回（第三種換気）程度の非空調室	コピー室、複写室
廃棄物保管場所等	換気回数15回（第一種換気）程度の非空調室	ごみ置場、ごみ処理室、ごみスペース、ごみ集積所、厨芥置場

表 B-7 各室用途の想定と図面上の室名との対応例（集会所等）

室用途名称	使用時間や負荷の想定	図面上の室名の例
アスレチック場の運動室	入浴・シャワーによる湯の利用（62L/人日）を想定。	アスレチック室、トレーニング室、シャワー室、更衣室
アスレチック場のロビー	洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	エントランス、受付、待合室
アスレチック場の便所	換気回数15回（第三種換気）を想定	トイレ、多目的トイレ、洗面所、化粧室
アスレチック場の喫煙室	換気回数30回（第三種換気）を想定	喫煙コーナー
公式競技用スケート場	照明照度1500lxを想定。	公式競技対応アリーナ（アイスホッケー場、フィギュアスケート場、スピードスケート場）
公式競技用体育館	照明照度1000lxを想定。	公式競技対応アリーナ（バスケットボール場、体操室、柔道場、剣道場、フェンシング場、相撲場、ボクシング場、レスリング場、弓道・アーチェリー場、卓球場、バトミントン場、ローラースケート場、水泳場）
一般競技用スケート場	照明照度750lxを想定。	一般競技対応アリーナ（アイスホッケー場、フィギュアスケート場、スピードスケート場）
一般競技用体育館	照明照度500lxを想定。	一般競技対応アリーナ（バスケットボール場、体操室、柔道場、剣道場、フェンシング場、相撲場、ボクシング場、レスリング場、弓道・アーチェリー場、卓球場、バトミントン場、ローラースケート場、水泳場）
レクリエーション用スケート場	照明照度300lxを想定。	レクリエーション用アリーナ（アイスホッケー場、フィギュアスケート場、スピードスケート場）
レクリエーション用体育館	照明照度200lxを想定。	レクリエーション用アリーナ（バスケットボール場、体操室、柔道場、剣道場、フェンシング場、相撲場、ボクシング場、レスリング場、弓道・アーチェリー場、卓球場、バトミントン場、ローラースケート場、水泳場）
競技場の客席	照明照度75lxを想定。洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	体育館応援席、観客席
競技場のロビー	照明照度500lxを想定。洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	エントランス、受付、待合室、ホール
競技場の便所	換気回数15回（第三種換気）を想定	トイレ、多目的トイレ、洗面所、化粧室
競技場の喫煙室	換気回数30回（第三種換気）を想定	喫煙コーナー
公衆浴場の浴室	温浴施設の湯の利用（300L/人日）を想定。	浴室、サウナ室
公衆浴場の脱衣所	温浴施設の湯の利用（300L/人日）を想定。	脱衣所、ロッカー室
公衆浴場の休憩室	洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	休息室、娯楽室、マッサージ室
公衆浴場のロビー	洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	エントランス、受付、待合室、ホール
公衆浴場の便所	換気回数15回（第三種換気）を想定	トイレ、多目的トイレ、洗面所、化粧室
公衆浴場の喫煙室	換気回数30回（第三種換気）を想定	喫煙コーナー

表 B-7 各室用途の想定と図面上の室名との対応例（集会所等）（続き）

室用途名称	使用時間や負荷の想定	図面上の室名の例
映画館の客席	洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	観客席、映写室、モニター室、調整室
映画館のロビー	洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	ホール、ホワイエ、チケット売り場、待合室
映画館の便所	換気回数15回（第三種換気）を想定	トイレ、多目的トイレ、洗面所、化粧室
映画館の喫煙室	換気回数30回（第三種換気）を想定	喫煙コーナー
図書館の図書室	洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	図書閲覧室、開架書庫、書棚、書庫、倉庫、収蔵庫、調査室
図書館のロビー	洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	エントランス、受付、待合室、ホール
図書館の便所	換気回数15回（第三種換気）を想定	トイレ、多目的トイレ、洗面所、化粧室
図書館の喫煙室	換気回数30回（第三種換気）を想定	喫煙コーナー
博物館の展示室	洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	ギャラリー、展示室、ロビー、保管格納庫、収蔵庫、調査室
博物館のロビー	洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	ホール、ホワイエ、チケット売り場、待合室
博物館の便所	換気回数15回（第三種換気）を想定	トイレ、多目的トイレ、洗面所、化粧室
博物館の喫煙室	換気回数30回（第三種換気）を想定	喫煙コーナー
劇場の楽屋	洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	控室、支度室、休憩室、リハーサル室、練習室、スタジオ、衣裳部屋、大道具室、小道具室
劇場の舞台	洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	ステージ、音楽ホール、舞台、奈落作業所
劇場の客席	洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	観客席
劇場のロビー	洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	ホール、ホワイエ、チケット売り場、待合室、ラウンジ、売店
劇場の便所	換気回数15回（第三種換気）を想定	トイレ、多目的トイレ、洗面所、化粧室
劇場の喫煙室	換気回数30回（第三種換気）を想定	喫煙コーナー
カラオケボックス	換気回数15回（第三種換気）を想定。洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	インターネットカフェ、個室、閲覧室、事務室、倉庫、便所
ボーリング場	換気回数15回（第三種換気）を想定。洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	遊技室、事務室、倉庫、便所
ぱちんこ屋	換気回数15回（第三種換気）を想定。洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	パチンコホール、ゲームコーナー、景品所、事務室、倉庫、便所
競馬場又は競輪場の客席	洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	屋内観客席
競馬場又は競輪場の券売場		発券所、払い戻し所
競馬場又は競輪場の店舗		売店、物販店、食品販売店、雑貨店
競馬場又は競輪場のロビー	洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	ホール、ホワイエ、待合室、ラウンジ
競馬場又は競輪場の便所	換気回数15回（第三種換気）を想定	トイレ、多目的トイレ、洗面所、化粧室
競馬場又は競輪場の喫煙室	換気回数30回（第三種換気）を想定	喫煙コーナー

表 B-7 各室用途の想定と図面上の室名との対応例（集会所等）（続き）

室用途名称	使用時間や負荷の想定	図面上の室名の例
社寺の本殿	洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	礼拝堂、本堂、拝殿、客殿、社務所、集会室
社寺のロビー	洗面、手洗いのための湯の使用（3.8L/人日）を想定。	ホール、待合室
社寺の便所	換気回数15回（第三種換気）を想定	トイレ、多目的トイレ、洗面所、化粧室
社寺の喫煙室	換気回数30回（第三種換気）を想定	喫煙コーナー
厨房	換気回数50回（第一種換気）を想定	調理室、検収室、下処理室、洗浄室、ワゴン室、配膳室
屋内駐車場	換気回数10回（第一種換気）を想定	駐車場、車寄せ、車庫
機械室	標準的な発熱量の電気機械室。換気回数5回（第一種換気）、24時間換気を想定	空調機械室、ボイラー室、衛生機械室、ファン室、ポンプ室、ガスボンベ室
電気室	発熱量が大きい電気機械室。換気回数10回（第一種換気）、24時間換気を想定	MDF室、CPU室、サーバー室、PBX室、エレベータ機械室、蓄電池室
湯沸室等	換気回数5回（第三種換気）程度の非空調室	パントリー、リフレッシュコーナー
食品庫等	換気回数5回（第一種換気）程度の非空調室	
印刷室等	換気回数10回（第三種換気）程度の非空調室	コピー室、複写室
廃棄物保管場所等	換気回数15回（第一種換気）程度の非空調室	ごみ置場、ごみ処理室、ごみスペース、ごみ集積所、厨芥置場
ごみ置場等	換気回数15回（第一種換気）程度の非空調室	ごみ処理室、ごみスペース、ごみ集積所、厨芥置場

表 B-8 各室用途の想定と図面上の室名との対応例（工場等）

室用途名称	使用時間や負荷の想定	図面上の室名の例
倉庫	照明のみ。照明照度300lxを想定。	大型倉庫、物流倉庫
屋外駐車場 又は駐輪場	照明のみ。照明照度150lxを想定。	屋外駐車場、駐輪場、荷卸し場

表 B-9 各室用途の想定と図面上の室名との対応例（共同住宅共用部）

室用途名称	使用時間や負荷の想定	図面上の室名の例
屋内廊下	ホテル等の「終日利用される廊下」の換気量、照明関係の数値と同じものを想定	廊下、通路、階段
ロビー	ホテル等の「終日利用される廊下」の換気量、照明関係の数値と同じものを想定	エントランス、エントランスホール、エレベータホール
管理人室	通いの管理人（月～金8:30-17:00、土9:30-12:00、祝日及び12/9～1/3は休み）	管理室、スタッフルーム、清掃員控室
集会室	平日の使用4時間（空調6時間）、土曜は同2時間（空調3時間）。照明や発熱は事務所等「会議室」と同じ。7L/日の湯使使用を想定	多目的室、コミュニティスペース、ミーティングルーム、パーティールーム
屋内駐車場	換気回数10回（第一種換気）を想定	駐車場、車寄せ、車庫
機械室	換気回数5回（第一種換気）を想定	空調機械室、ボイラー室、衛生機械室、ファン室、ポンプ室、ガスボンベ室
電気室	換気回数10回（第一種換気）を想定	MDF室、CPU室、サーバー室、PBX室、エレベータ機械室、蓄電池室
廃棄物保管場所等	換気回数15回（第一種換気）を想定	ごみ置場、ごみ処理室、ごみスペース、ごみ集積所、厨芥置場

プログラムの更新履歴

2016/4/18 Ver.2.0.0 (2016.04) 公開

2016/4/27 Ver.2.1.0 (2016.05) 公開

- 1) PAL*の基準値を修正。
- 2) 共同住宅共用部のその他エネルギー消費量の算出方法を変更（告示に合わせて「0」とした）。
- 3) 空調設備の一次エネルギー消費量の算定において、以下の変更を反映。
 - (ア) ファン発熱、ポンプ発熱の計算方法を変更。
 - (イ) 二次ポンプ回転数制御の省エネ効果率を変更。
- 4) 空調設備の一次エネルギー消費量計算過程が表示できない問題を解消。
- 5) 共同住宅について、様式出力ができない問題を解消
- 6) 様式出力（PDF）の調整
 - (ア) PAL*の計算結果が表示されない問題を解消
 - (イ) PAL*について、様式 2-3 が印字されない問題を解消
 - (ウ) PAL*について、ゾーン毎の内訳が印字されない問題を解消
 - (エ) 一次エネルギー消費量の計算結果に不適切な値が印字される問題を解消

2016/6/17 Ver.2.1.1 (2016.05) 公開

- 1) 様式出力に QR コード（BELS 自己評価ラベル出力用 <https://www2.hyoukakyokai.or.jp/bels/santei/>）を掲載。
- 2) 室用途「公衆浴場」を追加。（平成 28 年基準の告示において、集会所等「浴場施設」は「公衆浴場」に名称が変更になりました。
- 3) プログラムではどちらの名称でも計算ができるようにしました。）
- 4) PAL*の計算結果（PDF）に基準値の内訳が適切に印字されない問題を解消。

2016/10/3 Ver.2.2.0 (2016.10) 公開

- 1) 空調設備の評価において、蓄熱がある場合の熱源運転台数算出に関する不具合を解消。
 - 蓄熱運転をする熱源群について、負荷率を強制的に 1 として全負荷相当運転時間を求めエネルギー消費量を計算しています。この際、本来であれば負荷率が 1 であるので熱源群に含まれる全ての熱源機器が運転するはずですが、負荷率を 1 に変換する前の負荷率で必要な運転台数を算出し、この台数でエネルギー消費量を計算してしまっていました（運転台数を過小に評価していた）ので修正しました。なお、これは Ver.2 にて発生した不具合であり、Ver1 系では適切に計算されています。
- 2) 空調設備の評価において、全熱交換器の風量の上限值に関する不具合を解消。
 - 標準室使用条件で決められた原単位（ $\text{m}^3/\text{m}^2\text{h}$ ）を元に算出した新鮮外気導入量とプログ

ラムに入力された全熱交換器を通過する風量を比較して、全熱交換器の風量の方が大きい場合は、標準室使用条件から定められた新鮮外気導入量に置き換えています（新鮮外気導入量を上限値としています）。この判定式において、全熱交換器の風量は kg/s、標準室使用条件の風量は m³/h で比較をしていたため、修正をしました。

- 3) PAL * を計算しない場合において、XML による復元に失敗する不具合を解消。
- 4) その他微調整

2016/10/15 Ver.2.2.1 (2016.10) 公開

- 1) BELS 用 QR コードの出力内容を調整（一次エネルギー消費量を各設備計算対象面積から延べ面積あたりの値に変更）。
- 2) 機械換気設備の CSV 出力内容を調整。

2016/10/21 Ver.2.2.2 (2016.10) 公開

- 1) API による様式出力機能の実装
- 2) 様式 3-1「換気対象室入力シート」と様式 3-2「給排気送風機入力シート」、様式 3-3「換気代替空調機入力シート」の機器名称に不整合があった場合に、予期せぬエラーとなる問題を解消。

2016/12/6 Ver.2.2.2 (2016.10) 公開

- 1) 様式 1（室仕様入力シート）を様式出力（PDF）に印字。
- 2) 様式 2-7 において、空調機毎に「④定格冷却能力、⑤定格暖房能力」の入力を必須としていたが、これを 1 つの空調機群に属する何れかの空調機に「④定格冷却能力、⑤定格暖房能力」が入力されていれば計算できるように変更。
- 3) 空調の計算において、熱源群の計算結果表示の不具合を解消（最大能力や最大入力に不適切な値が入る場合があった）。
- 4) API を介しての計算要求時に request のエラーも返すように仕様を変更。

2017/4/3 Ver.2.3.0 (2017.4) 公開

- 1) 空気調和設備の計算において、蓄熱槽容量が「0」である場合に不適切な計算結果が出力される問題を解消。
- 2) 空気調和設備の計算において、蓄熱槽がある場合において、地中熱利用熱源を選択すると適切に計算できない問題を解消。
- 3) 様式 2-5 の熱源機種を更新（ボイラ系の追加）。
- 4) 様式 2-7 の空調機タイプを更新（「天井放射冷暖房パネル」を追加）。
- 5) 機械換気設備の計算において、様式 3-2 と様式 3-3 において同じ機器名称が使われている場合に、適切に計算できない問題を解消。
- 6) エネルギー利用効率化設備の計算において、コージェネレーション設備の創エネルギー量がマイナス（増エネ）になる場合に、建物全体の計算結果に反映されない問題を解消。
- 7) 様式 8 の入力内容が、様式出力（PDF）に適切に反映されない不具合を修正。

- 8) 画面上の入力と様式 0 の内容に不整合がある場合、様式出力に通知を載せるように変更（延べ面積や地域区分等）。
- 9) API 機能において、request (XML) を使わないようにし、様式 0 から必要なパラメータを読み取るように変更。
- 10) API 機能において、特定の文字列（「氷蓄熱」等）が処理されずにエラーがでる問題を解消。
- 11) API 機能において、PAL * が計算できない問題を解消。
- 12) API 機能において、計算結果詳細を CSV ファイルとしてダウンロードできる機能を追加。
- 13) その他微調整。

以 上

